

平成26年10月
第1委員協議会報告資料

国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」
の取組みについて

総務企画局

1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

福岡市は、平成25年8月12日から同年9月11日にかけて国が実施した国家戦略特別区域の提案募集に、福岡地域戦略推進協議会と共同で「グローバルスタートアップ国家戦略特区」の提案を行い、242の自治体・民間事業者の中から、東京圏、関西圏などともに全国で6つの国家戦略特別区域の一つとして指定を受けている。

2 経緯（国家戦略特区指定以降～）

- H26. 5. 1 国家戦略特別区域を定める政令の公布・施行及び区域方針の決定
- H26. 5. 12 第5回 国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」）開催
国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」）運営の基本的考え方などについて協議
- H26. 5. 21 国が特定事業者の公募を実施（～H26. 6. 3）
- H26. 6. 17 第6回 諮問会議開催。特定事業者の応募状況を公表
- **H26. 6. 20 福岡市議会（6月議会）開会（～H26. 6. 30）**
各常任委員会（6. 26-27）に福岡市の国家戦略特別区域の状況について報告
- **H26. 6. 28 第1回 区域会議**開催（後掲3参照）
- H26. 7. 18 国が国家戦略特別区域法に基づき、特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定め、当該申出の受付を実施（～H26. 7. 31。結果は該当なし）
- **H26. 9. 9 第7回 諮問会議**開催
エリアマネジメントに係る道路法の特例を盛り込んだ区域計画を諮問し、同日内閣総理大臣認定
- **H26. 9. 25 第2回 区域会議**開催（後掲4参照）
- **H26. 9. 30 第8回 諮問会議**開催
雇用労働相談センターの設置を盛り込んだ区域計画を諮問し、同日内閣総理大臣認定

3 第1回区域会議（H26. 6. 28）の概要

(1) 出席者

新藤義孝国家戦略特別区域担当大臣、高島宗一郎福岡市長、中村耕二 We Love 天神協議会会長、小泉進次郎内閣府大臣政務官、竹中平蔵諮問会議有識者議員

(2) 議事の概要

ア 区域計画素案について (※1)

国家戦略特区の名称などのほか、次の事項を記載した区域計画素案について協議

- ① エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）
- ② 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置
- ③ 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等 (※2)

イ その他

- ① ア③のほか、別途福岡市より追加の規制の特例措置等を提案 (※2)
- ② その他意見交換など

(※1) 平成26年9月9日開催の第7回諮問会議において、区域計画素案のうち特区の名称（「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」）及び特定事業の内容（エリアマネジメントに係る道路法の特例）を盛り込んだ区域計画が諮問され、同日内閣総理大臣により認定された。

(※2) これらの内容及び現在の進捗状況については、後掲4参照

4 第2回区域会議（H26.9.25）の概要

(1) 出席者

石破茂国家戦略特区担当大臣，高島宗一郎福岡市長，麻生泰福岡地域戦略推進協議会会長，平将明内閣府副大臣，西村康稔内閣府副大臣，原英史国家戦略特区WG委員

(2) 議事の概要

ア 認定申請を行う区域計画（案）について

「雇用労働相談センター」の設置主体，設置場所，実施体制，事業内容等を盛り込んだ区域計画（案）を協議・決定 (※3)

イ その他（追加の規制改革事項など）

- ① 第1回区域会議で提案された追加の規制改革事項等の進捗状況について事務局より報告（別紙1参照）
- ② 福岡市より，国家戦略特別区域法に基づく国家戦略住宅整備事業の活用等について提案（別紙2参照）
- ③ その他意見交換など

(※3) 平成26年9月30日開催の第8回諮問会議に区域計画が諮問され，同日内閣総理大臣により認定された（同センターの開設は11月中の予定）。

第 1 回区域会議において提案された追加規制改革事項等の進捗状況

| | 事項名 | 概要 | 進捗状況 |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ | 外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準（500万円以上）を引き下げ、法令へ記載する等の透明性向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みをつくる。 | 国において法令上の措置を検討中 |
| 2 | 法人設立手続きの簡素化・迅速化 | グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続きのワンストップ化や簡素化を行う。 | 臨時国会への法案提出に向けて調整中 |
| 3 | 創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和 | 行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務（サービス）」にも拡大する。 | 国において実施できる方向で検討中 (年内に結論) |
| 4 | 雇用保険給付の拡大 | 会社を退職し、創業準備に専念している者について、一定の条件のもとに雇用保険法に定める労働の意思を有するものとみなして保険給付を行う。 | 厚生労働省より通知発出（創業活動中も給付対象となりうることを明確化） |
| 5 | 創業期の企業におけるインターンシップの活用 | 企業がインターンシップで取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用できる期間に関する申し合わせを、創業期の企業に限り除外する。 | 国において検討中 (年内に結論) |
| 6 | 出入国手続きの迅速化 | MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みをつくる。 | 入管手続きの迅速化につき、可能な措置から逐次実施 |
| 7 | 航空法高さ制限のエリア単位での緩和 | 建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限の緩和承認について、計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、一定の地区単位における航空法の高さ制限の緩和承認（高さの事前明示）が得られるように運用の改善を行う。 | エリア一体の高さの目安を速やかに提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めることとする（次期区域会議を目途に措置） |
| 8 | 税制 | 創業5年以内の一定の企業を対象とした法人税軽減など創業を支援するための税制改正を行う。 | 平成27年度税制改正要望を提出 |

第2回区域会議において提案された事項

| | 事項名 | 概要 |
|---|---------------|---|
| 1 | 国家戦略住宅整備事業の活用 | 国家戦略特区による建築基準法の特例(容積率の特例)を活用し, 拠点性の高い地域において, 職住近接型の高質な住宅等の整備を促進することにより, 創業・ビジネスがしやすい生活環境の形成を図る。 |